平成２０年（フ）第４５１号
大阪府東大阪市長栄寺６番３号　モデラート永和505号、申立時の住所奈良市帝塚山南４丁目15番15号
破産者　松本　武史
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第５２１号
奈良県天理市岩屋町56番地
破産者　信和商会こと　上杉　恭生
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第８４号
佐賀県唐津市呼子町呼子3030番地４
破産者　丸井　　淳
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５５号
北海道北広島市輝美町６番地Ａ８―301
破産者　岡部　力男
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４３４号
青森市小柳６丁目２番13号
破産者　前田　**俸**二
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７９号
静岡市葵区上伝馬32番35―301、住民票上の住所静岡市葵区平和２丁目13番16号
破産者　木部　　晃
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４４９号
滋賀県高島市新旭町藁園2654番地２
破産者　大江恒織布こと　大江　　宏
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４９６号
大津市野郷原１―８―52、住民票上の住所大津市坂本４丁目１番41号
破産者　中江　忠洋
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２４号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目14番17号白石ビル302号
破産者　南城　正人
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第２２３号
和歌山県紀の川市粉河486番地５
破産者　木下　富子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
2　一般調査期日　平成21年10月26日午後１時50分
平成21年８月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第９７８号
大阪府摂津市鶴野４丁目12番４号
破産者　リツチモンド化工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年９月25日まで
2　一般調査期日　平成21年11月12日午後３時30分
平成21年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２２０号
大阪市西区京町堀２丁目14番28号
破産者　株式会社ニックポップセンター
1　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで
2　一般調査期日　平成21年11月26日午後３時30分
平成21年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８号
京都府宇治市木幡正中59番地の３　大石マンション１階１号
破産者　吉田千賀子
1　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
2　一般調査期日　平成21年11月13日午前10時30分
平成21年８月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２２３号
和歌山県紀の川市粉河486番地５
破産者　木下　富子
1　期日　平成21年10月26日午後１時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第５３５号
宮崎市源藤町南田118番地３
破産者　有限会社宮崎総合コンサルタント
1　期日　平成21年10月16日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月26日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６６号
山口県周南市新清光台４丁目１番８号
破産者　髙橋チヨ子
異議申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月25日　山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１０１６号
熊本県八代市揚町356番地
破産者　合資会社吉永建設
異議申述期間　平成21年10月16日まで
平成21年８月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１２号
熊本市小糸山町269番地
破産者　株式会社マルワ
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第３８４号
三重県鈴鹿市十宮４丁目19番12号
破産者　森　　安司
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年８月25日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１号
宮崎県延岡市日の出町２丁目３番地８
破産者　佐藤　博文
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年８月26日　宮崎地方裁判所延岡支部